

第1章 はじめに

平成23年(2011年)3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は死者・行方不明者19,213人(平成24年1月27日現在)という未曾有の被害をもたらした。津波による家屋流出、地盤沈下、原発避難などの影響は今なお被災地に深く残っている。

この間、政府では専門家や地元地方公共団体関係者による復興構想会議や中央防災会議を設置し、多重防御や津波に強いまちづくりが提言されるに至った。

補正予算は4次を数え、当初のがれき撤去やライフラインの確保という緊急援助の段階から道路・港湾のインフラ整備や被災学校の復旧、省エネ促進のための住宅エコポイントの再開など復旧・復興の段階へと重点を転じてきている。

法律についても、平成23年12月には復興交付金により被災地方公共団体の援助を目的とした「東日本大震災特別区域法」、津波災害が予想される地域において安全なまちづくりを進める「津波防災地域づくりに関する法律」が成立した。復興の司令塔となる復興庁も平成24年2月10日に設置された。

不幸な災害であったが、これを教訓に二度と同じ災害を繰り返さないための知見が今こそ求められている。

国土技術政策総合研究所及び建築研究所は連携し、平成24年1月27日までに計43回にわたり、のべ140人の研究者を現地に派遣し、貴重なデータを収集してきた。これらデータに基づく研究成果の確認と今後の研究内容の検討は、震災翌日に立ち上げた「国土技術政策総合研究所・建築研究所合同建築物震災対応検討会議」で議論してきた。

平成23年5月13日には、両研究所は、4月20日時点でとりまとめた地震の特徴や地震・津波による建物被害の現地調査報告を主な内容とした研究資料「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震調査研究(速報)」を公表し、6月10日にはその内容を紹介するシンポジウムを開いて早期に広く知見を社会に還元してきたところである。また、9月16日には日本を代表する建築分野の公的研究機関として英文資料「Summary of the Field Survey and Research on "The 2011 off the Pacific coast of Tohoku Earthquake" (the Great East Japan Earthquake)」を世界に向けて公表した。その後も新たな技術基準の策定に向けた調査や分析、政府関係会議への参画や資料提供などの行政支援、成果の発信を精力的に継続してきている。

本報告書は、主として平成23年5月13日公表の速報以降明らかとなった建物被害実態把握、時間を経ることにより入手できた多くのデータに基づく分析や時間推移を追った分析、現地状況が改善されて可能となった被災者への調査、さらには行政施策の技術的裏づけとなった研究成果などを中心に、最終報告書として平成24年1月27日時点で取りまとめたものである。なお、取りまとめにあたり、平成23年5月13日公表の速報で扱った内容との重複は避けるようにしたことを申し添える。